

(別紙3-2)

## 政策ごとの予算との対応について(個別表) 【東日本大震災復興特別会計】

(所管) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省

(会計) 東日本大震災復興特別会計

(単位: 千円)

政策評価体系	組織	項	事項	24年度予算額
1 地域別外交				<b>43,825</b>
(1) アジア大洋州地域外交	外務本省	地域別外交費	アジア大洋州地域外交に必要な経費	43,825
2 分野別外交				<b>364,158</b>
(1) 国際の平和と安定に対する取組	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	343,997
(2) 国際経済に関する取組	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	20,161
3 広報、文化交流及び報道対策				<b>194,654</b>
(1) 海外広報、文化交流	外務本省	広報文化交流及報道対策費	海外広報及び文化交流に必要な経費	67,908
		独立行政法人国際交流基金運営費	独立行政法人国際交流基金運営費交付金に必要な経費	119,901
	在外公館	広報文化交流及報道対策費	海外広報及び文化交流に必要な経費	6,845
5 経済協力				<b>69,800</b>
(2) 地球規模の諸問題への取組	外務本省	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費	69,800
計				<b>672,437</b>

(注) 1. 政策評価の対象となる予算及び政策評価の対象外の予算で政策に関連付けられるものを掲記している。  
2. 東日本大震災復興特別会計については、外務省所管分のみ掲記している。